

田辺市高齢者運転免許証自主返納奨励金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢運転者による交通事故の抑止を図るため、加齢に伴う判断能力及び身体能力の衰えとともに自動車等（原動機付自転車を含む。）の運転に不安を感じる高齢者の運転免許証の自主返納を奨励する田辺市高齢者運転免許証自主返納奨励金事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第92条第1項に規定する運転免許証で、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 法第104条の4第1項の規定により、和歌山県公安委員会に対して法第84条に規定する全ての運転免許（以下「免許」という。）の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自主返納時及び第5条に定める申請時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市において記録されている者
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 令和4年4月1日以降に運転免許証を自主返納した者
 - イ 令和4年4月1日以降に法第105条第1項の規定により免許の効力を失った者であって、同法第104条第6項の規定により交付される運転経歴証明書の交付を受けたもの。
- (3) 自主返納時又は免許失効時において満65歳以上の者

(事業の内容等)

第4条 市長は、対象者に対し、高齢者運転免許証自主返納奨励金（以下「奨励金」という。）5,000円を交付する。

2 前項の規定による奨励金の交付は、対象者1人につき1回限りとする。

(申請及び期限)

第5条 奨励金の交付を受けようとする対象者は、田辺市高齢者運転免許証自主返納奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 和歌山県公安委員会が発行する申請による運転免許取消通知書の写し又は運転経歴証明書の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、運転免許取消通知書又は運転経歴証明書の交付日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(奨励金の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、奨励金の交付の適否を決定する。

2 前項の規定により交付の決定をしたときは、対象者の指定口座への振込みをもって交付決定の通知に代えるものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正行為により奨励金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、田辺市高齢者運転免許証自主返納奨励金交付決定取消通知書（様式第2号）により、対象者に通知するとともに、期限を定めて奨励金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。